

平成23年度開示請求実績

区分		情報公開	個人情報
開示請求		7件	0件
実施機関	町長	3件	0件
	議会	3件	0件
	教育委員会	0件	0件
	選挙管理委員会	0件	0件
	監査委員	1件	0件
	農業委員会	0件	0件
	固定資産評価審査委員会	0件	0件
決定内容	全部開示	3件	0件
	部分開示	4件	0件
	不開示	0件	0件
	不存在	0件	0件
	在否拒否	0件	0件
	取り下げ	0件	0件
不服申立		0件	0件

町では、町民の知る権利を尊重した町政運営の公開を図り、町政への積極的な参加を促進するため、情報公開を推進しています。

情報公開は、町が保有している情報▽公文書▽図画▽写真▽電磁的記録—などの閲覧や写しを請求できる制度です。

また、個人の権利利益を保護する

ため、個人情報保護にも努めています。個人情報保護は、町が保有する個人情報の開示、訂正や中止を求める権利で、自分の情報を知りたい場合に開示を求めることができる制度です。

平成23年度は町に対して、情報公開と個人情報の開示請求実績は次のようになっています。

開示

平成23年度開示請求の実績公表
情報公開は町民の知る権利

問 総務課管理係 ☎282-1111

3R運動

町では、「3R運動」を推進しています。「リデュース（REDUCE）排出抑制」、「リユース（REUSE）再使用」、「リサイクル（RECYCLE）再生利用」の3つの英語の頭文字の「3R」と呼んで「3R」と呼んでいます。3R運動とは、この3つのRに取り組むことで、ごみを少なくし、ごみの焼却や埋め立て処分による環境への悪い影響を減らしながら、限りある資源の有効利用（循環型社会）を作ろうとする運動です。循環型社会を実現していくために、私たち一人ひとりにできることは何かを考え身近な取り組みから実行していきましょう。

1年間に出るごみの量

4336t。平成22年度に御船町からでたごみの量です。町民1人が1日に650gのごみを出している計算になります。



※事前申請が必要

○電気式処理機1基につき購入価格の1/2助成
(但し、上限が20,000円まで)
「一世帯につき1基のみ助成」

○堆肥化容器一台につき購入価格の1/2助成
(但し、上限が2,500円まで)
「一世帯につき2台まで助成」

ごみ出しのルールを守りましょう
ごみ出しは、地区ごとに曜日と収集場が決まられています。しかし、地区外の収集場へごみを出したり、決められた曜日以外の日にごみを出したり、ルールを守らない行為に地区の人たちが困っています。必ず決められた収集場、決められた曜日の午前8時までにごみを出しましょう。

ごみ減量化対策の一環として補助
町では、ごみの減量化の一環として、家庭から出る生ごみの減量化に有効な「生ごみ堆肥化容器」や「生ごみ処理機」の購入補助を行っています。

環境

できることから始めましょう

問 みず環境課生活環境係 ☎282-11604

国民年金保険料の後納制度が始まります 年金

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

※平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができますようになります。

※既に老齢基礎年金を受給されている方は、納めることができませんので、ご注意下さい。

※後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。

審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

※後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所（☎367-2503）へお問い合わせください。

『国民年金保険料専用ダイヤル』

0570-011-050（平成24年8月1日から開設）



	老 齢 基 礎 年 金	
	受給資格期間に算入されるか？	年金額に反映されるか？
納付	○ されます	○ されます
全額免除	○ されます	○ されます
一部納付※1)	○ されます	○ されます
若年者納付猶予 学生納付特例	○ されます	× されません
未納	× されません	× されません

※1.一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

国民年金保険料の免除・猶予について

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除の申請を受け付けています。保険料を未納のまま放置すると、将来の「老齢基礎年金」や、事故等で障害が残るなど不測の事態が発生したとき「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めるか、免除制度をご利用ください。

※免除の判定は被保険者（配偶者及び世帯主も含む）の前年の所得をもとに判定されます。

問 町民保険課保険係 ☎282-1113